

別掲① 法人のお客さまの「実質的支配者」についてのご説明

法人の形態別にA～Fに該当する方が「実質的支配者」となります。

●該当箇所にチェックしてお進みください。

資本多数決法人のお客さま

(株式会社、投資法人、特定目的会社等)

議決権の総数の50%または25%を超える議決権を直接または間接的(※1)に保有する個人(※2)がいますか。

はい

いいえ

当該個人の方(※3)について、左記「実質的支配者申告欄」へご記入ください。
(注)50%または25%超の議決権を直接(または間接)保有する個人がいる場合は、当該保有者のみご記入ください。

< 関係性記号… A >

出資・融資・取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人がいますか。
例:個人の大口取引先、大口債権者など

はい

いいえ

当該個人の方について、左記「実質的支配者申告欄」へご記入ください。

< 関係性記号… B >

法人を代表し、その業務を執行する個人の方について、左記「実質的支配者申告欄」へご記入ください。

< 関係性記号… C >

※1. 50%超の議決権を保有する法人を介して、他の法人の議決権を保有することです。例えば、個人Aが法人Bの議決権の50%超を保有し、法人Bが法人Cの議決権をX%保有する場合、個人Aが法人Cの議決権をX%間接保有していると見なします。

※2. 国、地方公共団体、上場法人およびその子会社は、個人と見なします。

※3. 事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかなる場合を除きます。

資本多数決法人でないお客さま

(上記以外(一般社団・財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、持分会社(合名会社、合資会社および合同会社)等)

収益または財産の総額の50%または25%を超える収益の配当または財産の分配を受ける個人(※2)がいますか。

はい

いいえ

当該個人の方(※3)について、左記「実質的支配者申告欄」へご記入ください。
(注)50%または25%超の収益の配当(または財産の分配)を受ける個人がいる場合は、当該個人のみご記入ください。

< 関係性記号… D >

↓下へお進みください。(※4)

関係性記号Dに該当する個人の方以外で、出資・融資・取引その他関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人がいますか。
例:個人の大口取引先、大口債権者など

はい
(※4)

終了

いいえ

当該個人の方について、左記「実質的支配者申告欄」へご記入ください。

< 関係性記号… E >

出資・融資・取引その他関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人がいますか。
例:個人の大口取引先、大口債権者など

はい

いいえ

法人を代表し、その業務を執行する個人の方について、左記「実質的支配者申告欄」へご記入ください。

< 関係性記号… F >

※4. 関係性記号Dに該当する方と、関係性記号Eに該当する方が両方存在する場合は、両方の方が実質的支配者となります。